

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の兼業に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第38条（地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第18条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第21条の規定により準用する場合を含む。）に基づき、兼業の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、次の各号に該当する職員に適用する。

- (1) 就業規則の適用を受ける職員
- (2) 有期雇用職員就業規則の適用を受ける職員のうち、1週間の所定労働時間が38時間45分の職員
- (3) 再雇用職員就業規則の適用を受ける職員

(定義)

第3条 この要綱において、「兼業」とは、報酬等の有無にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (1) 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体（商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。商法（明治32年法律第48号）上の会社のほか、法律によって設置される法人等で、主として営利活動を営むもの（以下「営利企業」という。））

の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねること（以下「営利企業の役員等兼業」という。）

(2) 職員がその職務以外に、営利企業の経営を自ら行うこと（自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、他人名義であっても、本人が営利企業を経営していると客観的に判断される場合を含む。（以下「自営の兼業」という。）この場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあっては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあっては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取扱う。

なお、不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営にあたるかどうか判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数及び賃貸料収入の額全体により判断する。

① 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が 5 棟以上であること
- イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が 10 室以上であること
- ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が 10 件以上であること
- エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること
- オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること

② 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること

イ 駐車台数が 10 台以上であること

- ③ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合とする。（賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる向こう一年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではなく、賃貸する際等における一年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）が500万円以上となる見込みであれば自営にあたるものとする。）
- ④ ①又は②に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合（不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建てアパート二室相当、土地一件又は駐車場一台をアパート一室相当として換算し、これらを合計して十室相当以上となるときは、この場合の自営にあたるものとする。）
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、職員がその職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事すること（以下「営利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業」という。）。
- （兼業の許可）

第 4 条 職員は、次に掲げる場合であらかじめ地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）が許可した場合を除き、原則として兼業を行ってはならない。

- (1) 医学・医療の発展に資する業務であると認められる場合
- (2) 地域医療、公共の福祉の増進に寄与すると認められる場合
- (3) 人道的見地から必要と認められる場合
- (4) 法人に貢献する業務であると認められる場合

(5) 前各号のほか、理事長が必要と認めた場合

2 前項の許可は、理事長又は職員の所属する施設の長（以下「病院長」という。）が行う。

第2章 営利企業の役員等の兼業

（営利企業の役員等兼業）

第5条 職員が営利企業の役員等兼業を行う場合には、理事長の許可を受けなければならない。

2 営利企業の役員等兼業は、次に掲げる場合を除き、これを許可しない。

(1) 研究成果活用企業（営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、職員の研究成果を活用する事業）の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）を兼ねる場合

(2) 株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役の職を兼ねる場合

（営利企業の役員等兼業の許可基準）

第6条 前条の兼業の場合においては、当該兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

(1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を生じないこと

(3) 職員の占めている職と申請にかかる兼業先の企業（当該企業が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、物品購入、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他の特別な利害関係がないこと又はその発

生のおそれがないこと

- (4) 職員が当該申請にかかる兼業先の企業との間に、物品購入、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと
- (5) 兼業により法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと
- (6) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

2 前条第2項第1号にかかる兼業の許可については、前項に定める基準のほか、次の各号いずれにも該当する場合とする。

- (1) 申請にかかる職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果を自ら創出していること
- (2) 職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係すること
- (3) 職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、法人に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと

3 前条第2項第2号にかかる兼業の許可については、前項に定める基準のほか、申請にかかる職員が、当該申請に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を職員の職務に関連して有している場合とする。
(當利企業の役員等兼業の許可の取消し等)

第7条 理事長は、當利企業の役員等兼業が前条第1項各号に掲げる基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

第3章 自営の兼業

(自営の兼業)

第8条 職員が自営の兼業を行う場合には、理事長の許可を受けなければなら
ない。

2 自営の兼業は、当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものである
場合を除き、これを許可しない。ただし、職員が、農業、牧畜、酪農、果樹
栽培、養鶏等の事業又は不動産若しくは駐車場の賃貸の事業を営む場合は、
この限りでない。

(自営の兼業の許可基準)

第9条 理事長は、職員から自営の兼業の申請があった場合、当該兼業が次に
掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、これを許可することがで
きる。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

- ① 職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、物品購入契約、工
事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がない
こと又はその発生のおそれがないこと
- ② 入居者の募集、賃料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場
の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により職
員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- ③ その他、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

- ① 職員と当該事業との間に物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可
等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれが
ないこと
- ② 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること

等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること

- ③ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること
- ④ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと
- ⑤ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと
- ⑥ 兼業により法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと
- ⑦ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(自営の兼業の許可の取消し等)

第10条 理事長は、自営の兼業が前条各号に掲げる基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

第4章 営利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業

(営利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業)

第11条 職員（病院長を除く。以下同じ。）が営利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業を行う場合には、病院長の許可を受けなければならない。

2 病院長が自ら前項に定める兼業を行う場合には、職員を病院長と、病院長を理事長と、それぞれ読み替えてこれを適用するものとする。次条以下の規定についても同様とする。

(営利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業の許可基準)

第12条 病院長は、前条に規定する兼業が次に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、これを許可することができる。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生

じないこと

(3) 職員が申請に係る兼業先との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと

(4) 兼業により法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと

(5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

2 前項の規定にかかわらず、病院長は、前条に規定する兼業が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則としてこれを許可しないものとする。

(1) 法人以外の企業等において常勤の職を兼ねる場合（ただし、在籍出向により常勤の職に就く場合を除く。）

(2) 営利企業の事業に直接関与する場合（ただし、研究開発及び技術指導（技術移転企業がその事業として行う他の企業に対する技術指導を含む。）のほか、経営及び法務に関する助言、当該企業に付設された診療所又は研修所における非常勤医師（非常勤歯科医師を含む。）又は非常勤講師等の業務に従事する場合を除く。）

(3) 営利企業以外の事業の職でその職責が重大で、次に掲げるものに該当する場合（ただし、学術研究、学内活動、国際交流、育英奨学、产学の連携・協力及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「特定非営利活動促進法」という。）別表（第2条関係）に掲げる活動を目的とする公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役職に就く場合を除く。）

① 医療法人又は社会福祉法人（医療、療養機関を含む。）の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼

ねる場合

- ② 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
 - ③ 一般社団法人、一般財団法人及び法人格を有しない団体（以下「社団・財団法人等」という。）の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等）を兼ねる場合
- (4) 公私立の学校、専修学校、各種学校等の教育関係機関又は図書館等の社会教育施設の長となる場合
- (5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置若しくは開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等において、講師の業務を行う場合
(當利企業の役員等兼業及び自営の兼業以外の兼業の許可の取消し等)

第13条 病院長は、第11条の規定に基づき許可した兼業が、前条第1項各号に掲げる基準に該当しなくなったときは、その許可を取消し、当該基準に該当しないおそれがあると認めるときは、兼業を制限することができるものとする。

第5章 兼業の期間

(許可の期間)

第14条 兼業の許可期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等により任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として、これを許可することができる。

2 前項の規定は、許可の更新を妨げるものではない。

第6章 従事時間

(従事時間の取扱い)

第15条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定に関わらず、理事長又は病院長が特に必要と認めたときは、所定の勤務時間内において兼業を行うことができる。ただし、その場合、兼業に従事した時間（兼業先との往復時間を含む）に応じて給与を減額するものとする。

(時間内兼業と給与の支給等)

第16条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する兼業を所定の勤務時間内に行う場合には、給与を減額しないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等（地方公共団体の教育委員会等執行機関の委員会を除く。）の職を兼ねる場合
- (2) 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、社団・財団法人等の各種の委員等で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合
- (3) その他理事長が必要と認める場合

第7章 雜則

(申請手続)

第17条 職員が兼業に従事しようとする場合は、あらかじめ別に定める様式により病院長あて提出するものとする。

(各病院における審査)

第18条 病院長は、前条の規定による申請があったときは、当該兼業の内容について、基準に沿って審査するものとする。

2 病院長は、前項の審査にあたり、各病院に設置する審査委員会において審査させるものとする。

(報告の請求)

第19条 理事長は、必要と認めるときは、兼業の許可を得た職員に対し兼業の業務内容の報告を求めることができる。

(法人の免責)

第20条 兼業による事故及び災害等については、法人は一切その責任を負わない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、職員の兼業に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。